

写

令和6年2月9日

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市国民健康保険運営協議会

会長 下井直毅



多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて(答申)

令和5年12月21日付5多健保第1874号をもって市長から諮問のあった件について、以下のとおり本協議会の意見を申し述べます。

今回の諮問では、国民健康保険の構造的な問題、多摩市国民健康保険が置かれた現状や国の動向、税負担の公平性や法定外繰入が一般会計に与える影響、また、現下の社会情勢などを踏まえ、保険税率等の見直しについて本協議会としてどのように考えるか意見を求められました。

このことについて、会議を令和5年12月21日、令和6年1月18日、2月1日に、計3回開催し、審議を進めました。

審議の過程において、一般会計及び国民健康保険特別会計に係る赤字繰出・繰入の状況や社会保険適用拡大の影響、被保険者の所得・平均税額などについて説明がありました。

多摩市国民健康保険加入者の約3割が課税所得0円という実態や、令和6年10月からは、さらなる社会保険適用拡大と後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の減少、高齢化による医療費の増加により、国民健康保険財政はさらに厳しい状況になることが明らかです。

国民健康保険が抱える問題を認識しつつも、税負担の公平性と国民皆保険制度を維持していくためには「保険税率の見直しはやむを得ない」という意見の一方で、被保険者の生活状況を考え、「保険税率は据え置くべき」という意見もありました。

両意見とも現状を的確に捉えたものであり、非常に難しい判断を迫られましたが、本協議会では最終的に前者の結論に至りました。

ここに「多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて」に対して、下記のとおり答申します。

記

1 保険税率について

諮問のとおり、医療分所得割を5.81%に、同均等割を29,300円に、後期支援金所得割を1.89%に、同均等割を12,000円に、介護分所得割を1.68%に、同均等割を12,200円に改める。

2 実施時期について

上記の改定は、令和6年4月1日から実施する。

3 子育て世帯の負担軽減の在り方について

諮問にあるとおり、保険税の軽減措置拡大は、本来国が行うべきものと考えますが、魅力あるまちづくりの視点からも多摩市独自の子育て支援策を進めていくことは重要であるとの結論に至りました。一方、国では、「異次元の少子化対策」の主要な財源を令和 8 年度から医療保険者が被保険者から徴収する「こども・子育て支援金制度」を令和 8 年度に創設する方針を固めたと公表されています。

このような国の動向も注視しながら、子育て世代の負担軽減の具体的な支援策や実施時期などについては、市で十分精査を行うことは必要であると考えます。

なお、令和 6 年度についても、合わせて「国民健康保険制度に関する意見書」を提出させていただきますので、国民健康保険の構造的問題解決に向けた取組みを進めてください。